

主 文

原判決を破棄する。  
被告人Aを懲役一年八月及び罰金二〇万円に、  
同B、同Cをそれぞれ懲役一年四月及び罰金一五万円に、  
同Dを懲役一〇月及び罰金一〇万円に、  
各処する。

被告人らにおいて右各罰金を完納することができないときは金二、〇〇  
〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置する。

被告人らに対し、この裁判確定の日からいずれも三年間その懲役刑の執  
行を猶予する。

当審における訴訟費用中、国選弁護人村地勉に支給したものは被告人D  
の負担とし、証人E、同Fに支給したものは被告人らの連帯負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は、神戸地方検察庁検察官吉川芳郎作成の控訴趣意書記載のと  
おりであり、これに対する答弁は、弁護人米田泰邦作成の答弁書記載のとおりであ  
るのでこれを引用する。

論旨は法令適用の誤を主張するものであつて、要するに原判決は本件公訴事実  
中、被告人四名に対する出入国管理令違反幫助の訴因につきその本位的訴因である  
「被告人四名は共謀のうえ、タイ国籍を有する外国人であるGことGほか四名（た  
だし被告人DについてはHことHを除く三名）が、おのおのの在留資格は「観光  
客」とその旅券に記載されているのに、該在留資格の変更を受けず、別紙一覽  
表（一）（原判決の別紙一覽表（一）と同じ）記載のとおり昭和四七年一月二五  
日ころから昭和四八年一月一八日（ただし、被告人Dについては昭和四七年一月  
八日）ころまでの間、神戸市a区bc丁目d番地クラブ「I」ほか三か所（ただ  
し、被告人Dについてはクラブ「J」を除く二か所）のクラブにおいて、ホステス  
として稼動し、当該在留資格以外の在留資格に属するものを行なうべき活動をもつ  
ぱら明らかに行なつた際、同人らに旅費などを支給してタイ国より本邦に入国させ、  
右クラブのホステスとして就労を仲介するなどし、もつて同人らの右犯行を容  
易ならしめて幫助したものである。」（出入国管理令七〇条四号、刑法六二条一  
項）との事実及び予備的訴因である「被告人四名は共謀のうえ、右四名の外国人が  
その在留資格に属する者を行なうべき活動以外の活動をしよとするときには法務大  
臣の許可を受けなければならぬのにその許可を受けずして前記ホステスとして稼  
動し、当該在留資格に属する者を行なうべき活動以外の活動を行なつた際、同人ら  
に旅費などを支給してタイ国より本邦に入国させ、法務大臣の前記許可を受けず  
のまま右クラブのホステスとして就労を仲介するなどし、もつて同人らの右犯行を容  
易ならしめて幫助したものである。」（出入国管理令一九条二項、七三条、刑法六  
二条一項）との事実につき各訴因の事実は概ねこれを認めることができるとしなが  
ら、本位的訴因については外国人の在留資格は出入国管理令四条一項一号ないし一  
六号に定められ本件におけるようなホステスはそのいずれにも該当せず、同令二〇  
条一項による観光客は在留資格の変更を受けることができないから、観光客たる本  
件タイ国女性に対し在留資格の変更義務を課することは法律上不能を強いること  
なり、この義務のあることを前提とする本位的訴因は成立の余地がなく罪となら  
ない、とし、予備的訴因については、出入国管理令一九条二項は、前項の外国人はそ  
の在留資格に属する者を行なうべき活動以外の活動をしよとするときには、法務省  
令で定める手続によりあらかじめ法務大臣の許可を受けなければならぬと規定  
し、一方同令七三条は、第一九条二項の規定に違反して許可を受けなかつた者は六  
月以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金に処すると規定しており、他の諸  
多の違反罪が〇〇の規定に違反して許可を受けずして〇〇（作為）した者もしくは  
△△の規定に違反して〇〇（作為）した者又は△△の規定に違反した者を処罰す  
ると規定しているのと趣を異にしていることによつてみると、同令七三条は同令一  
九条二項のような状況において許可を受けなかつたという不作為を構成要件として  
処罰するものであつて、許可を受けずして行なつた行為は同令七〇条四号の場合を  
除いて処罰されるものではないと解すべきものであり、被告人らが本犯が許可を  
受けなかつたことに加担したことは明らかであるが、被告人らが本犯が許可を  
受けなかつたことに加担した事実は認められず犯罪の証明がない、として被告人ら  
に対し無罪を言渡した。しかしながら、原判決の右本位的訴因についての判断はとも  
かくとして、予備的訴因については、同令七三条違反の罪は一定の在留資格をもつ  
て本邦に在留する外国人が、あらかじめ法務大臣の許可を受けずしてその在留資



きたす)、かような見解はとてい採るこるとがいできのない。原判決は原判決のよいうにを  
解しない行為を法律上の不可受けること、とてい採るこるとがいできのない。原判決は原判決のよいうにを  
要する格事由の多数の処罰の対象から除外し、他の在留資格の対象にそぐわなければ、本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
免許運転の処罰の対象から除外し、他の在留資格の対象にそぐわなければ、本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
罰の対象から除外し、他の在留資格の対象にそぐわなければ、本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
つて、他の在留資格の対象にそぐわなければ、本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
令七〇条四号の目的を  
の間を経過すれば、本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
得て本邦に再上陸し、同令七〇条四号の目的を  
から、同令七〇条四号の目的を  
強いるものとして、規定され、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
な在留資格として、規定され、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
四一条一項一六号により法務省令で特に在留資格として定め、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
わけではないから(昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
スに従事することは出入国管理令上は右第一六号の在留資格に属する者の行なうべき  
活動に該当するものと解せられる。そうする外、女性が行なうべき活動として、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
在留資格を有する外国人女性が在留資格の変更を受け、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
てホステスとして稼働した所を出入国管理令七〇条四号に該当し、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
旅費などを支給してタイ国より本邦に入国させ、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
した被告人らの所為はその幫助犯を構成すること、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
為を罪とならないものとした原判決は同令七〇条四号の解釈を誤つたものであり、  
右誤は判決に影響を及ぼすことが明らかであり、昭和二七年外務省令第一四号第一項三参照)、クラブのホステス  
よつて論旨に対する判断を省略し、被告人四名の右出入国管理令違反の罪と同人  
らのその他の各罪とは刑法四五条前段の併合罪の関係にあるものとして起訴されて  
いるので、刑事訴訟法三九七条一項、三八〇条により原判決を全部破棄し、同法四  
〇〇条但書にしたがいさらに次のとおり判決することとする。

(罪となるべき事実)  
原判示罪となるべき事実の第一の(三)として、  
第一の(三)被告人四名は共謀のうえ、タイ国籍を有する外国人であるGこと  
Gほか四名(ただし被告人DについてはHことHを除く三名)が、昭和二七年一月二五日  
格は「観光客」とその旅券に記載されているのに、昭和二七年一月二五日ころから昭和二八年  
で、別紙一覧表(一)記載のとおり、昭和二七年一月二五日ころから昭和二八年  
一月一八日(ただし被告人Dについては昭和二七年一月一八日)ころまでの間、神  
戸市a区b c丁目d、クラブ「I」ほか三か所(ただし被告人Dについてはクラブ  
「J」を除く二か所)のクラブにおいて、ホステスとして稼働し、昭和二七年一月二五日ころ  
外の在留資格に属するものを行なうべき活動をもつて、昭和二七年一月二五日ころから昭和二八年  
クラブのホステスとして就労を仲介するなどし、昭和二七年一月二五日ころから昭和二八年  
めて幫助し、

と付加するほかは原判示のとおりである。  
(証拠の標目) (省略)  
(法令の適用)  
被告人四名の判示第一の(一)の所為は職業安定法三三条一項、六四二条二、刑  
法六〇条に、判示第一の(三)の所為は出入国管理令七〇条四号、刑法六二条一  
項、六〇条に、判示第二の所為は売春防止法一二条、六〇条に、被告人A、同B、  
同Cの判示第一の(二)の所為は労働基準法六条、一一八条一項、刑法六〇条に、  
被告人A、同Bの判示第三の各所為は外国人登録法三条一項、一八条一項二、刑  
法六〇条に各該当するが、被告人A、同B、同Cの判示第一の(一)、(二)の各  
罪はそれぞれ一個の行為で数個の罪名に触れる場合であるので同法五四条一項前  
段、一〇条により重い判示第一の(二)の罪の刑に從つて処断し、昭和二七年一月二五日ころ  
選択し、被告人武田、同Bの判示第三の罪被告人らの判示第一の(三)の罪につい  
てはいずれも所定刑中懲役刑を選択し、また判示第一の(三)の罪は従犯であるの  
で刑法六三条、六八条三号により法律上の減輕をし、各被告人の以上関係各罪は刑  
法四五条前段の併合罪であるから、各同法四七条本文、一〇条により懲役刑につい  
ては最も重い判示第二の罪の刑に同法四七条但書の制限にしたがつて法定の加重を  
し、その刑期の範囲内および所定罰金額の範囲内で、被告人Aを懲役一年八月及び

罰金二〇万円に、被告人B、同Cを懲役一年四月及び罰金一五万円に、被告人Dを懲役一〇月及び罰金一〇万円に処し、刑法一八条により被告人らにおいて右罰金を完納することができないときは金二、〇〇〇円を一日に換算した期間当該被告人を労役場に留置することとし、同法二五条一項により被告人らに対しそれぞれこの裁判確定の日から各三年間その懲役刑の執行を猶予することとし、当審における訴訟費用の負担につき刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 瓦谷末雄 裁判官 尾鼻輝次 裁判官 小河巖)